

令和2年度 第5回庁議要旨

日時：令和2年6月9日（火）

午前9時～同15分

会場：防災センター

[審議事項]

1 石巻市危険ブロック塀除却等事業の見直しについて（建設部）

危険なブロック塀等の改善については、現在、国の社会資本整備総合交付金のうち防災・安全交付金の基幹事業及び効果促進事業を活用しているが、本年4月1日に宮城県が、小学校スクールゾーン内の危険なブロック塀等の改善を加速させるため、新たに「宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業（以下「県事業」という。）」を創設した。

ブロック塀等の除却に対して、市による助成に加えて県による助成を実施することにより、市内の小学校（33校）スクールゾーン内の通学路及び通学路に準ずる道路に面した危険なブロック塀等の改善を加速させる。

(1) 主な内容

① 県事業の対象となるブロック塀等（※全てに該当するもの）

- ・補強コンクリートブロック塀等及び門柱の全部又は一部除却する工事
- ・小学校スクールゾーン内の通学路及び通学路に準ずる道路として市町村長が認めるもの
- ・ブロック塀等の実態調査において、改善又は除却と判定されたもの

② 県事業の対象となる補助事業

国の社会資本整備総合交付金の基幹事業を活用した事業であり、市が補助率3分の2を超えて補助金を交付する事業（現状の本市の補助率：3分の2→今回見直し後の補助率：6分の5）

③ 県事業の補助金の上限額（※次のいずれか低い額）

- ・補助対象経費の6分の1の額
- ・市が負担する額の3分の1の額
- ・37千円
- ・市が負担する額から国費と同額を減じた額

④ その他

- ・除却後のフェンス新設は県の補助対象とならない。

(2) 今後の予定

令和2年6月 石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の一部改正
（同年4月1日遡及適用）

[報告事項]

1 石巻市複合文化施設ホール等の貸館仮予約の受付開始等について（教育委員会）

東日本大震災により被災し解体した石巻市民会館及び石巻文化センターの再建にあたり、文化ホール機能と博物館機能を併せ持つ石巻市複合文化施設として整備を進めている。

同施設においては、利用者が行う文化芸術活動のためのホール・研修室等施設の提供や市民が舞台芸術を鑑賞・体験する機会の提供などを「貸館事業」として実施する。

施設利用者は、施設を利用した文化芸術活動の実施に向け、練習等を含めた準備を施設完成前から行う予定としているが、工事完成までには半年以上の期間があり、また、今後とも新型コロナウイルス感染症の影響から工事が遅れる恐れもあり、現時点では供用開始時期を決定することが困難である状況となっている。

現在のスケジュールにより建設工事が終了し、その後、準備が整う時期を一般使用開始時期と仮定し、仮予約の受付を実施することで、利用者が、施設利用に向けた準備を具体的に開始することが可能となり、施設利用に向けた文化芸術活動が推進される。

(1) 主な内容

石巻市複合文化施設におけるホール及び研修室等の「貸館事業」について、条例施行までの期間、仮予約の受付を実施するとともに、一般使用の開始予定時期について設定する。詳細は別添のとおり。

(2) 今後の予定

令和2年	7月	利用予定者向け仮予約受付説明会実施
	8月	ホール等仮予約受付開始
	10月	研修室等仮予約受付開始
	12月	条例の施行期日を定める規則、使用料規則、管理規則制定
令和3年	1月	施設引渡し
	3月	開館記念式典 / 施設オープン
	4月	研修室等一般使用開始
	4月～5月	ホール等開館記念事業重点実施期間
	6月	ホール等一般使用開始

【その他】

特に無し

以上